二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県新城市池場字亀渕七の二、八、八の一、八の二、一八、一九、二四の一二、一七・二〇から二四まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字南沢入一の五、一の六、一の一〇、三、四、六、九の一、九の二、一〇、一〇の一、一〇の二、一二、一三の一、一三の二、一四、一四の二、一四の三、一四の六、一五、一の八・一の九・二・一四の一・一四の四・一四の五（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字寺沢一九の一、一九の二、二〇の一、二〇の二、二一、二二の二、二二の三、三一の一、三一の二、三五の一から三五の三まで、四三の二、四三の三、四三の一・四七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字合垂石一・二・一三の二・一四・一五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、八、一三、一六、二二の二、字下日向五三の四、五八、川合字八石六、六の一から六の六まで、七の五、七の六、七の三八、字乳岩一二（次の図に示す部分に限る。）、一八、二〇、二〇の三

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県遠野市上郷町細越二九地割二〇の二九から二〇の三一まで、二〇の三三、二〇の三四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県遠野市上郷町細越二九地割二〇の二九から二〇の三一まで、二〇の三三、二〇の三四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県仙台市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市箱柳町字宮坂二一、二二・二三の一・二三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、夏山町字ヲロウノ一九、二一、桜形町字日面三九、四二、小久田町字姥ケ懐一八の一、一九・二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、井沢町字横畑二六、二八、二九の一、二九の二、石原町字帝口四八、五〇、五三、五四の一、六一の一、六一の四、六一の六、六一の八、額田郡幸田町大字大草字檀二、一四（次の図に示す部分に限る。）、字新穴一〇・一二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、大字深溝字大駿杉一八の一、一八の二、一九の一、一九の二、二〇、二四、二五、二五の一、二六、二七、三〇、三一・三二の一、三一の二、三二、字小駿杉一三の一、一四、一五、西尾市東幡豆町知狭間一一の三、一一の五、一二から一五まで、大境二の七・二の一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三の六、三の七、一五の三、一六の一、西幡豆町黒松六二の四二、六二の五〇、六二の五一、六二の七九、六二の一一九、六二の一二〇、六二の一二六、六二の一二七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁並びに関係市役所及び幸田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正